

経済のグローバル化のもとの わが国労働組合運動の役割

斉藤 隆夫

はじめに

2008年6月、ILO総会は全員一致で、「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」(以下、「グローバル化に関する宣言」)を採択した。事務局長ファン・ソマビアは、宣言が「仕事の世界における不確実性が広がり、労働の権利の侵害が続き、グローバル化の行方に対する懸念が増し、国際機関がこれらの問題に協調してさらに取り組むことが求められる今」採択されたと述べるとともに、この宣言が1919年のILO憲章以来、ILOが採択した3つ目の重要な原則・政策文書であるとしている。グローバル化への対応は労働組合にとって歴史を画する重要な課題になっていると言えよう。小論は、こうしたなかで、先行研究に依拠しつつ、わが国労働組合運動の立場から経済のグローバル化の意味を捉えなおすとともに、課されている役割について整理を試みたものである。

1. 経済のグローバル化をどう捉えるか

(1) 諸説の検討

経済のグローバル化をどう捉えるかについては様々な説がある。いま、「グローバリゼーションと社会政策」というテーマで開催された社会政策学会第103回大会での代表的な説を挙げれば、次のようになる。「資本主義経済のグローバリゼーションとは、戦後資本主義の『黄金時代』の終焉に直面した先進国政府、多国籍企業、国際機関が危機克服のために採用した戦略的行為の集積が生み出した過程とみなすことができる」

〈中村、文献1〉。あるいは「本稿では、〔この語を一引用者〕『多角的な貿易・資本移動の自由化による各国経済の相互依存関係の拡大・深化』という意味で用いる」〈井口、文献1〉。前者においては経済過程と政策過程との区別と関連が欠けているし、後者では『多角的な貿易・資本の自由化』が先進国政府によって推進されるとされるため、資本=多国籍企業の姿が浮かび上がってこない。その他の説においても〈青山、文献2〉、グローバリゼーションの本質を「アメリカの自己利害に基づく市場開放要求や金融自由化政策の強制」など政策過程にみる説や「資本主義経済が『世界市場の開拓をつうじて、あらゆる国々の生産と消費を全世界的なものにし、諸国民の全面的な交通、その全面的な相互依存関係を生み出す過程』と捉える説が多い。筆者もグローバリゼーションを各国の相互依存関係の拡大・深化と捉えることに大きな異論はないが、ここではそうした経済過程の変化を資本の蓄積様式の変化、とりわけ多国籍企業の発展との関係で捉え、その変化の歴史的意味を考えてみたい。

(2) 私の説

もともと資本主義的生産は世界市場を前提として成立したが、欧州の幾つかの国で確立したそれは原料の輸入・商品の輸出をつうじて一層多くの地域を経済的相互依存関係のなかに組み込んだ。だが、自由競争段階の世界の相互依存関係は主として商品の輸出・輸入によるものであったのにたいし、20世紀以降の帝国主義段階になると先進資本主義国の輸出にとって資本の

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

輸出が決定的な役割をもつにいたる。それは資源の確保や商品輸出の拡大を保証する役割を果たすのである。しかし、この時期の資本の輸出は主に国債等への間接投資であり、利子の取得が目的であったのにたいし、1960年代以降アメリカの巨大企業が、70年代には西ヨーロッパ企業が、さらに80年代に入ると日本企業が対外直接投資に乗り出した。直接投資の対象も先進工業国から80年代以降には発展途上国にひろがった。その直接的きっかけはEC関税障壁の克服や貿易摩擦の解消などであるが、各国の巨大企業が厳しい国際競争に促されつつ、市場拡大、安価な労働力の調達、資源の安定的確保のために採らざるを得なかった必然的行動であった。資本主義は今日の段階において、市場、安価な労働力、資源等の諸要因を考慮した世界最適地生産体制を築くにいたったのである。一つの資本の下に国境を越えた生産体制が築かれ、技術者・経営管理者等の移動もかつてないほど活発になる。同時期、貿易の自由化によって商品の輸出入も拡大され、過剰な貨幣資本の世界を駆け巡る投機的活動もかつてないほど強まっている（資本主義の腐朽性の深化を示すもうひとつの今日の特徴）が、資本が他国の労働力・資源をさらなる利潤拡大のため国境の壁を越えて自由に利用するに至った、その結果、資本主義経済が生み出す諸国民の全面的な相互依存関係が生産の場にも達したという点にこそ、グローバリゼーションの今日の特徴があると言えよう。

外国企業の直接投資や外国人労働者の受け入れは各国政府の権限事項であるから、グローバリゼーションを定義するとすれば「先進国政府、多国籍企業、国際機関」の「戦略的行為の集積」となることに間違いはないが、それを進める原動力は基本的には多国籍企業にあり、各国政府や国際機関の政策はそれに動機を与えられ、資本や労働力の移動を促進する役割を担っていると捉えることが重要なのではなかろうか。今日の経済グローバル化の原動力は植民地体制の崩

壊＝新興独立国の出現、アメリカ型大量消費財の生産と消費がもたらした高度経済成長の終焉、旧社会主義圏の崩壊・中国における市場経済への移行などの60年代以降の世界の政治・経済条件の変化のなかで、新しい競争条件に促されて各国巨大企業が進めた資本蓄積様式の修正にこそあり、その修正のなかで外国への直接投資が強まったという点こそ資本主義の今日的段階を示すのである。したがって、各国資本主義の蓄積様式の違いによって追求されるグローバリゼーションのあり方は異なってくる。アメリカが多国籍企業展開において先端を走るばかりでなく、自らが主導権を握るIMF、WTOなどの国際機関をとおして新自由主義的規制緩和と政策、「貿易の自由化」、「金融の自由化」を進めることによって、商品・サービス貿易の拡大や金融取引の規制緩和を世界に強制したのも、成熟産業分野で競争力が低下している、大量の投機的貨幣資本が蓄積しているなどのアメリカの資本蓄積構造の特徴から発することなのである。

（3）地域経済統合の意味

他方、グローバル化と対抗する側面をもちつつEUや南米など幾つかの地域では地域経済圏が形成され、個別の経済協定（FTA、EPA）も急増している。わが国でも、ASEAN+日・中・韓を中核とする「東アジア経済共同体」形成への機運が高まっている。奥田・日本経団連会長（当時）のもとで出された新ビジョン『活力と魅力溢れる日本をめざして』は、「東アジアの連携を強化しグローバル競争に挑む」として東アジア自由経済圏の遅くとも2020年の完成をめざすことを明記した。その前提としての個別のEPA（経済連携協定）の締結も急速に進んでいる。こうした動きは、ヒト、モノ、カネの国境を越えた移動を促進する点ではグローバル化と同じで、移動の範囲がグローバルではなく一定地域内に限られ、グローバル企業からの市場の防衛や地域内での安価な労働力の調達を狙うという点で、

グローバル化に対抗的だが、資本の同じ本性から発した動きなのである。

2. 経済のグローバル化がもたらすもの —日本企業の多国籍的展開を中心に—

(1) グローバル化の一般的帰結

企業の多国籍的展開は、資源の確保、安価な労働力の調達、依然として関税障壁で守られている市場などを狙って生産拠点の開設・撤退を活発にする。先進国では「産業の空洞化」＝失業の増加が進み、発展途上国では「経済成長」を生み出す。だが、新自由主義的規制緩和政策によって促進されるグローバル化は「経済成長」を遂げた途上国において不安定雇用を生み出し、インフォーマル経済を拡大したばかりでなく、先進国においても雇用の不安定化を推し進めた。

発展を遂げた途上国では、一方で新しい富裕層を生み出すとともに、開発によって土地を失い都市部へ流入した人々の間に貧困を広げている。先進国を含めて格差が拡大しているのである。途上国に進出する企業は、進出国の政府から補助金、減税などの利便を受けるばかりでなく、経済主権や労働基本権など基本的人権をも侵害する。

「グローバル化に関するILO宣言」は、「経済協力と経済統合のプロセスは多くの国が高度経済成長と雇用創出の恩恵を受け」ることに寄与してきたが、「他方で、グローバルな経済統合のために、多くの国及び産業部門が、所得格差、高レベルの失業率と貧困の継続、外部ショックに対する経済の脆弱さ、保護されない仕事やインフォーマル経済の拡大という、雇用関係とそれが提供する保護に影響を及ぼす重要な課題に直面することとなった」と述べている。以下では、日本企業の多国籍的展開にしばって、それが進出国の労働者にどのような影響を与えているか見てみたい。

(2) 日本企業の多国籍的展開の影響

日本企業の多国籍的展開は、〈奥村、文献3〉によれば、次のような諸段階をへて今日に至っている。

第1段階 (1970～1984年)。国内販売プラス輸出分の合計で、生産規模の経済性を追求し、全世界市場で、品質・コスト面で競争に勝利しようとする段階。

第2段階 (1985～1989年)。日米・日欧間の貿易摩擦を背景に国内工場の北米・欧州への移転によって海外生産の拡大に転じた段階。ただし、この段階での米欧での完成品製造工場で使用される部品は日本ないし東アジアからのものであった。なお、東アジアに国内工場を移転し、米欧に輸出する迂回輸出型の生産体制が出来上がったのもこの段階であった。

第3段階 (1990～1994年)。日・米・欧の三極同時景気後退が進み、地域ブロック化の傾向が強まる中で、米欧各国からの現地生産比率の引き上げ、現地国での部品調達比率の向上ばかりでなく、中核部品の生産や企画・開発機能の移転要求が強まった段階。日本企業は日本（アジア）・北米・欧州の三大拠点を基盤とするマルチ・リージョナル体制の構築に向かわざるをえなくなった。

第4段階 (1995～2000年)。世界の工場としての中国の台頭の中で、日・米・欧にアジア（東アジアと中国）を連結した四極体制の構築が始まった段階。この段階は日本企業のこれまでのいわば受動的なグローバル化とは違って、世界商品の最適地生産、商品企画や開発の現地化が推進された。96年には日本の海外生産が日本の総輸出額を上回るに至った。

第5段階 (2001年～)。メガコンペティションと呼ばれる世界的な競争激化のなかで、生産の現地化によって技術的に優れた製品を製造するだけでは競争に勝てないことが明らかになり、「販売の現地化」が必要になった段階。そのため、現地で売れる製品の企画力・開発力と価格

「21 世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

競争力が求められた。

こうした日本企業の国際的展開には次のような大きな特徴が見られた。すなわち、アメリカの多国籍企業が最高度の技術開発力や資金力を武器に外国企業の買収・合併も推進しつつ世界の主要な地域に進出してきたのに対し、日本企業の多国籍的展開は「エレクトロニクス、自動車、産業機械などの量産タイプの加工組立産業が中心で、製品はかなり成熟化しており」、そのもとで日本の得意とする物づくり技術を駆使して進められた。この物づくり技術の品質、コスト面での相対的な優位の故に日本企業の海外展開はこれまでのところ一定の成功をみてきたのである（〈三菱総研、文献4〉）。

したがって、日本企業の多国籍的展開が他国に与える影響を考える場合、いわゆる「ジャパナイゼーション」が主なテーマとなる。以下、欧米やアジアにおいて日本的生産システムの移入が労働者に与えた影響について、見ておこう。

トヨタ生産方式については、近年では、海外でも一時期の礼賛論一辺倒にかわって、その問題性を指摘する声も挙がっている。例えば、エルガー＝スミスは次のように述べている。「トヨタ自動車での JIT や品質管理についてのイノベーションは労働強化を体系的に進めることに関わっており、「トヨタ自動車の利益は全体的に従属した労働や労働強化、長時間労働、カイゼンへのワーカーの厳しい動員の結果である」。

〈丸山、文献2〉によればアメリカでの状況はこうである。アメリカにおけるジャパナイゼーション普及のきっかけになったのはGMとトヨタの合併で設立した NUMMI がトヨタ生産方式を導入することによって、それまで全米一効率が悪く閉鎖せざるをえなかった工場を全米一効率の良い工場に再生させたことにあった。しかし、この効率向上はアメリカ的働き方の様々な修正によるものであった。「あんどん」の導入はつねに緑色である作業部署での資源の削減か作業負担の増加をもたらした。「チーム方式」は、もし誰かの作

業が遅すぎたり、間違いをしたりすると、仲間がその結果の埋め合わせをしなければならない。労働者が相互に助け合うのではなく、相互に他人の目を意識し、相互に監視しあうことになる。特に欠勤については強いプレッシャーがかかる。GM で8.8%であった欠勤率が NUMMI では2%になったという。さらにジャパナイゼーションは、アメリカの労働組合運動が長い歴史のなかで作り上げてきた職務区分や職務内容の規制を廃止し、チーム作業、多能工化、ジョブ・ローテーションなどを持ち込むことによって労働のフレキシビリティをおしつけたのである。

日本的生産システムの国際移転を研究している海外の研究者の多くもそれが労働強化とストレスをもたらすことを指摘している（〈川上、文献5〉）。だが、〈熊沢〉によれば、イギリスやドイツでは、「拒否すれば解雇」の脅しによって配転命令権は確保されているものの、チームワーク・多能工化など日本的働かせ方の「母胎」としての品質チェック・工程の改善などの作業を労働者に受け入れさせるには至っていないという。

インドネシアでは、ソニー・グループ100%出資の子会社でテレビやステレオを生産している SEI が JIT システム導入に反対する労働者を解雇する事件が起こった。1999年10月、一人の従業員が複数の作業を効率よくできるように「立ち作業」方式を取り入れ、さらに2000年から12の生産ラインに全面導入することを決めたのに対し、労働組合が「座り作業」に戻せと反発し、職場放棄を続けていた労働者を解雇したのである。職場放棄した社員は「たまっていた不満が、立ち作業導入で爆発した」と述べているが、不満の背景には厳しすぎる規律があると言われていた。資本主義的工業化が急速に進む多くのアジア諸国では、生まれ始めたばかりの「労働のエートス」と過剰なほどの工場規律を要求する日本企業とのぶつかり合いは必然的といえよう（〈丸山、文献2〉）。アジアに進出した日本企業での規律の厳しさについては〈熊沢、文献6〉も

指摘しているが、ここでは、タイのある企業で「即刻、手当てなしの解雇」をされる事由として、「会社に敵対するポスター、リーフレット、ビラ、印刷物を意図的に掲示、展示」等することが挙げられている点のみ触れておこう。

3. わが国労働組合運動の役割

経済のグローバル化と地域統合の動きは労働組合運動に新たな役割を課している。資本の移動は国内で産業の空洞化と労働条件の引き下げ圧力をもたらすと同時に移動先では低コストによる利潤追求のなかで人権無視の低賃金、長時間・過密労働をおしつけ、非正規雇用の拡大、団結権の侵害などをもたらしている。労働力の国際的移動は非正規雇用供給源を増大させている。わが国においても外国人労働者はすでに自動車、電機などの生産現場の最底辺に組み込まれており、一部の地域では定住化もすすんでいる。金融、保険等の分野ではアメリカなどの外国企業の進出によって日本の労働者の権利が踏みじられる状況も生じている。

労働組合は自国労働者のより良い雇用を守り、労働条件の改善・権利擁護をすすめるために単なる連帯にとどまらず国際的共同闘争に取り組むことが必要になっている。こうした状況にあつて、全労連には、すでに取りくまれていることもふくめ、以下のような国際活動が期待されている。

(1) 多国籍企業の横暴とたたかうとともに中・長期的には「企業の社会的責任原則」に関する協約の締結や国際枠組み協定による企業活動の規制をめざし、これまでの二国間交流やテーマ別の国際シンポジウム開催で培われてきた日本のたたかうナショナルセンターとしての全労連への信頼をベースに、各国の労働組合との共通の課題での連帯と共同闘争に取り組む。

(イ) 日本企業の進出先での日本的生産システム導入による長時間・過密労働のおしつけ、解雇、団結権の侵害等につなぐたたかいへの連帯。全労連はこれまでもメキシコ・マキナドールでの日系企業での争議支援、インドのトヨタやホンダ現地工場での争議支援などわが国多国籍企業の進出先で発生する争議の支援や、団結権侵害を是正させるたたかいに取り組んできたが、こうしたたたかいを飛躍的に発展させる。

(ロ) トヨタ総行動はわが国多国籍企業に雇用の維持、健康で人間らしく働くルール遵守などの社会的責任を迫る活動として一定の成果をあげている（内野過労死裁判での勝利判決確定）。こうした活動を広げ強めるとともに、わが国多国籍企業にILOの掲げる雇用差別の禁止などの中核的労働基準を守らせ、ディーセントワーク（長時間・過密労働の是正、暮らせる賃金）を実現させるたたかいで成果をあげることはわが国労働組合運動の国際的責務であり、進出先諸国の労働者にたたかいの展望と励ましを与える国際活動でもある。経済のグローバル化、とりわけ日本のそれはトヨタの働かせ方の改善を国際的共同闘争の課題にしていると言えよう。

(ハ) 日本における外国人労働者の非人間的労働を改善させるたたかい。全労連はすでに「外国人労働者問題連絡会」を結成し、外国人研修生・実習生をはじめとする外国人労働者の労働条件改善の取り組みを進めてきた。こうした取り組みを一層強めるとともに、ブラジル人など定住労働者とその家族の教育・医療・社会保障などの権利擁護に努めることが求められている。研修生・実習生問題では中国・ベトナムなど送り出し国の労働組合との交流を深める中で制度のあり方を含めて問題改善の方途を探る必要がある。

「21世紀労働組合の研究プロジェクト」報告書

(二)日本に進出する外国多国籍企業の人権侵害とたたかう。

(2)政府にILO条約・勧告の批准と完全実施を求め、ディーセントワーク実現に責任を果たさせる。全労連はこれまでも公務員制度や労働基本権、全医労の賃金職員問題や教員の地位・評価問題など国際労働基準の完全適用を求める取り組みを行ってきた。こうしたたたかいを今後も強化するとともに、ILOの掲げる中核的労働基準やディーセントワークの実現に努力する。なかでも労働時間関連ILO条約の批准、非正規雇用規制、男女雇用平等を実現することは、公正な国際競争実現のためにわが国労働組合運動に課された重要な課題である。

(3)国際自由労連はこれまでもグローバル化が社会的格差の拡大、勝者と敗者への二極化、貧困国のいっそうの貧困化などをもたらしているとして「社会正義のグローバル化」を求めてきた。そのため基本的要求として、ILOの掲げる中核的労働基準（結社の自由および団結権、同一報酬、雇用及び職業における差別待遇禁止などの8条約）があらゆる分野で尊重されることを提起している。2006年、国際自由連合と国際労連の統合によって結成された国際労働組合総連合も同様の姿勢を示している。国際自由労連傘下にあった国際産別組織は多国籍企業との団体交渉をとおして、企業の社会的責任を明記した「国際枠組み協定」を実現してきた。さらに、2007年9月に結成された国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織は、その「行動プログラム」において、「この地域の多くの国で労働組合権があらさまに侵害されている」、「雇用差別は依然横行し、増加している」、「労働者の約60%がインフォーマル経済に従事し、その大半は女

性である」などと述べて、これらの問題での取り組みの必要を指摘している。これらの国際組織の活動には依然問題点も残されているが、全労連が上述のような課題に取り組もうとすれば、これらの組織との関係を視野に入れねばならないことは明らかである。新しい国際組織の方針と活動について正確な分析と評価、そして対応が求められている。

(4)世界の平和に貢献し、真の東アジア共同体を実現するための国際連帯を強める。労働者の生活と権利を守り向上させるたたかいと平和を守るたたかいは不可分であるとの立場から、憲法9条を守り、日米安保条約の廃棄をめざす。アメリカの求める「経済連携協定」に反対し、単なる経済共同体にとどまらない平和、互恵・平等、基本的社会権尊重の原則に基づく東アジア共同体創設にむけ、各国労働組合運動との要求の一致を追求し、対話をひろげる。

〈参考文献〉

- 1 社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』（法律文化社）
- 2 相澤・黒田監修『グローバリゼーションと「日本の労使関係」』（新日本出版社）
- 3 奥村・夏目・上田編著『テキスト多国籍企業論』（ミネルヴァ書房）
- 4 三菱総研編著『日本企業のグローバル戦略』（ダイヤモンド社）
- 5 川上義明著『生産システムの国際移転』（税務経理協会）
- 6 甲南大学総合研究所編『ヨーロッパ、アジアにおける日本の経営』
- 7 伊予谷登士翁『グローバリゼーションとは何か』

(さいとう たかお・常任理事)